

問 I - 3 - ③（定款の変更の案における設立者の定め）

特例財団法人が移行認定、移行認可を申請する際に行政庁に提出する定款の変更の案においては、財団の設立者は誰と定めればよいのでしょうか。

答

特例財団法人が移行認定、移行認可を申請する際に行政庁に提出する定款の変更の案において、「設立者の氏名又は名称」や「住所」を記載する必要はありませんが、法人において任意に「設立者の氏名又は名称」や「住所」を記載することは差し支えありません。

なお、任意に設立者の氏名等を記載する場合には、民法法人として設立した際の設立者を記載することとなります。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三 （略）

四 設立者の氏名又は名称及び住所

五～十 （略）